

外国人の実習生の方にも税金がかかります

外国人の実習生の方に対しても日本人と同様に各種税金がかかります。

○個人住民税

1月1日に住所がある方に対してかかります。

前年（1月1日～12月31日）の収入や控除（扶養控除や社会保険料控除など）によって税額が変わります。

○国民健康保険税

加入者に対して税金がかかります。

前年（1月1日～12月31日）の収入によって税額が変わります。

○その他の税金

税務課にご連絡ください。

◎租税条約による免除届出

外国人の実習生の方で租税条約締結国の国籍がある方は**個人住民税**が免除になる可能性があります。詳細は町ホームページをご確認ください。

なお、期日までに提出がなかった場合は、免除を受けられませんのでご注意ください。



廃車（名義変更）の手続きはお済みですか？

軽自動車税は、毎年4月1日現在で車両を所有している方に1年分課税されます。

所有者の名義や住所が変わった場合や、所有者の死亡により車両を廃車した場合は、手続きが必要です。

名義変更や廃車の手続きをしていない場合は、元の所有者が納税義務者となり納税通知書が送られます。

軽自動車の変更手続きは車種によって取扱機関が異なるため、下記の表を参考に各機関へお問い合わせ下さい。



車種区分	手続場所
原動機付自転車（125cc以下） 小型特殊自動車（トラクター・フォークリフト等）	役場税務課 (☎01377-2-2452)
軽自動車（軽四輪）	函館地区 軽自動車協会 (☎050-3816-1764)
軽二輪（126～250cc以下） 二輪の小型自動車（251cc以上）	北海道運輸局 函館運輸支局 (☎050-5540-2002)

入札結果

1月31日分

事業名称	契約業者	契約金額 (税込・円)	予定価格 (税込・円)	落札率 (%)	参加 業者数	工期 (納期)
ガス本支管移設工事 (中の沢線・南九号線工区)	株式会社佐々木配管	30,767,000	31,229,000	98.52	2	R6.1.31